

士幌町学童保育所入所要件

基準		提出書類
1	1ヶ月において48時間以上労働することを常態とするとき	勤務証明書（原本）
2	妊娠中であるか又は出産後間がないこと → 出産予定日を基準として原則、産前産後8週間	母子手帳など出産予定日を確認できるものの写し
3	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい を有していること → 療養を必要としなくなるまで	療養等申告書及び診断書 または障がい者手帳の写し
4	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護 又は看護していること → 介護を必要としなくなるまで	療養等申告書及び診断書 または障がい者手帳の写し
5	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっているとき	罹災証明書の写し
6	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること → 90日間	ハローワークの登録証などの写し
7	学校等教育施設に在学しているとき。	学生証などの写し
8	公共職業能力開発施設において行う職業訓練等を受けているとき	学生証などの写し
9	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められるとき	
10	配偶者からの暴力により児童の保育を行うことが困難であると認められるとき	
11	育児休業中、児童が学童保育所を引き続き利用することが必要であると認められるとき	療養等申告書 及び育児休業中であることを証明できるもの（勤務証明書など）
12	その他教育長が特に必要と認める場合	

入所期間の参考例

- ① 要件6（求職活動中）で申し込むとき
4月1日から入所の場合→6月30日まで（90日間）
6月末日までに勤務証明書を提出してください。提出がない場合、原則退所となります。
※提出ができない理由がある場合は遅くとも1週間前までにご相談ください。
- ② 要件2（妊娠・出産）で申し込むとき
→原則産前産後8週間
（産後については8週間を経過する日の翌日の属する月の末日を原則期限としますが、当該末日までに再度申請・面談により母子の状況に応じ最長4ヶ月まで延長可能とします。合計で約6ヶ月）
※申請・面談を受けられない理由がある場合は遅くとも1週間前までにご相談ください。
出産予定日が6月21日の場合は、8週が経過する8月16日の月末まで→8月末日まで
◎期間を最長4ヶ月延長する場合→12月末日まで
期限を過ぎた場合原則退所となります。